

令和5年2月9日

令和5年度川越市観光案内所等運営業務委託

公募型プロポーザル 正誤表

項目	仕様書	掲載場所	P4 7- (2) -イ
(誤)	それぞれの運営施設の営業時間については、個別に定める。ただし、いずれの運営施設にあっても、営業時間を確保するための準備業務や、営業終了後の整理や片付け等を勘案すること。		
(正)	それぞれの運営施設の営業時間については、個別に定める。ただし、いずれの運営施設にあっても、営業時間を確保するための準備業務や、営業終了後の整理や片付け等を勘案すること。 <u>全ての観光案内所において営業時間外に必要なとなる作業は概ね以下のとおり。</u> なお、鍛冶町広場については、別記「令和5年度川越市仲町観光案内所等運営業務特記仕様書」を参照すること。 <u>i 施設の開錠・施錠</u> <u>ii 軽易な清掃</u> <u>iii 観光関連啓発物の掲出、配架及び整理</u> ※ <u>川越市川越駅観光案内所においては、上記 i に加え、シャッターの開閉が必要です。</u> ※ <u>川越市川越駅観光案内所及び川越市本川越駅観光案内所については、上記 i について、施設管理事業者と調整が必要となります。</u> ※ <u>川越市仲町観光案内所においては、上記 i に加え、機械警備の開始、解除作業が必要となります。</u>		

項目	仕様書	掲載場所	P9 14- (2)
(誤)	業務従事者が執務場所等へ移動する際の交通費、貸与品、資料及び納品すべきものの運搬に係る経費及び電話代等の通信費は、原則として受注者が負うものとする。		
(正)	業務従事者が執務場所等へ移動する際の交通費、貸与品、資料又は納品すべきものの運搬に係る経費、及び利用者からの求めによる観光関連啓発物の送付に係る費用は、原則として受注者が負うものとする。 また、それぞれの観光案内所において、備え付けてある電話及び無線LANの利用に係る通信費は、原則として発注者が負うものとする。電話の利用にあたっては、業務に関連の無い用途への使用をしないこと。		

項目	仕様書	掲載場所	P9 14- (5)
(誤)	観光案内所において発生したごみ等の処分については受注者の席において実施し、費用を負担する。		
(正)	観光案内所において発生したごみ等の処分については受注者の責において実施し、費用を負担する。		